

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯  
生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）  
申請者用  
（申請の手引き）



令和4年6月24日

【申請期間】

令和4年6月27日（月）から  
令和5年2月28日（火）まで ※当日消印有効

【申請書類】

秋田市ホームページ（広報ID 1034834）および子ども総務課で配布  
しています。

【申請方法】

郵送により、申請してください。

＜郵送先＞

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市子ども未来部 子ども総務課 給付・支援担当

【お問合せ】

ご不明な点については、こちらまでお問合せください。

秋田市子ども未来部子ども総務課給付・支援担当

電話番号 018-888-5689・5690

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

# 申請対象者について

次の1~3のすべての条件を満たす方が対象です。

## 1. 下記の児童を養育している方

平成16年4月2日~令和5年2月28日までに出生した児童  
特別児童扶養手当対象児童の場合は20歳未満

## 2. 令和4年度市町村民税均等割非課税者で、次の①~⑤の要件のいずれかに該当する方、または⑥に該当する方

- ① 令和4年4月分の児童手当受給者
- ② 令和4年4月分の特別児童扶養手当受給者
- ③ 令和4年5月分以降新たに  
児童手当受給者または特別児童扶養手当受給者となった方
- ④ 公務員で①~③の対象年齢児童を養育している方
- ⑤ 平成16年4月2日から平成19年4月1日までに出生した児童  
(高校生等)のみを養育している方
- ⑥ **【家計急変者】** 令和4年度市町村民税均等割が課税されているが、  
新型コロナウイルスの影響で収入が非課税相当まで減少した方

## 3. 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を受けたことがないかた

- 子育て世帯生活支援特別給付金が受給できるのは、**原則1回**です。  
既に「ひとり親世帯分」、「ひとり親世帯以外分」いずれかの支給を受けた方は受給できません。

※ただし、離婚等で主たる養育者が変更した場合で、給付金(ひとり親世帯以外分)を元配偶者が受給した場合であっても、給付金(ひとり親世帯分)の家計急変の要件を満たす場合は、給付金(ひとり親世帯分)を受給することができます。詳しくは秋田市ホームページ(広報D 1034734)をご覧ください。

# 目次

該当項目別に記載されているページを参考に記入してください

①令和4年4月分の児童手当受給者  
…………… 申請不要です

**【重要】** 上記①の対象で令和4年6月以降に市・県民税の申告  
をされた方

・次のページを参考に**申請**してください。 …………… 3～6ページ

②令和4年4月分の特別児童扶養手当受給者  
…………… 申請不要です

・特別児童扶養手当の対象児童以外に平成16年4月2日から平成19年4月1日までに出生した児童を養育されているかたは、記載されているページを参考に申請してください。

…………… 3～6ページ

③令和4年5月分以降新たに  
児童手当または特別児童扶養手当の受給者となった方  
…………… 申請不要です

※特別児童扶養手当の対象児童以外に平成16年4月2日から平成19年4月1日までに出生した児童を養育されているかたは、記載されているページを参考に申請してください。

…………… 3～6ページ

④公務員で児童手当（上記①又は③相当）を受給している方  
…………… 3～6・7ページ

⑤平成16年4月2日から平成19年4月1日までに出生した児童  
（高校生等）のみを養育している方  
…………… 3～6ページ

⑥ **【家計急変者】** 令和4年度市町村民税均等割が課税されているが、  
新型コロナウイルスの影響で収入が非課税相当まで減少した方  
…………… 3～6、8～10ページ

## 2. 申請に必要なもの

### ① 申請者共通（全員）

#### 1. 給付金申請書（請求書）

申請書類の入手方法は次のとおりです。

- ・秋田市ホームページ（ページ番号：1034834）からダウンロード
- ・秋田市子ども未来部子ども総務課で窓口配布

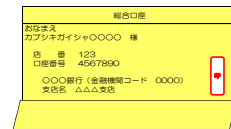
#### 2. 申請者の本人確認書類の写し

運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等  
※表面のみで現住所や氏名が確認できない場合は裏面もコピーしてください。



#### 3. 通帳の写し（見開き）またはキャッシュカード

振込先を確認のため ※申請者本人名義の口座に限ります。



### ② 公務員の方が①とあわせて提出する書類

#### ■ 公務員児童手当受給状況証明書

申請書様式の3ページ目に掲載。職場からの証明印が必要です。

### ③ 家計急変者の方が①とあわせて提出する書類

#### 1. 簡易な収入・所得見込額等の申立書【家計急変者用】

#### 2. 収入が分かるもの（任意の1か月分）

- 給与明細書の写し ※給与収入がある場合
- 帳簿等の写し ※事業収入または不動産収入がある場合

事業または不動産の収入および経費が分かる帳簿等

- 公的年金収入額がわかる書類 ※公的年金収入がある場合

※直近（令和4年6月）の支払通知を提出してください  
※非課税の年金（遺族年金・障害年金等）は除きます。



## 2. 申請に必要なもの

### 対象児童が別居（秋田市以外）の場合

- 対象児童が属する世帯の住民票  
世帯主名、世帯主との関係が記載されているもの。※省略不可

### 申請者が未成年後見人の場合

1. 対象児童の戸籍抄本等（未成年後見人である旨の記載があるもの）
2. 未成年後見人である旨の申立書
3. 対象児童の実親の状況（氏名、住所等）が分かる資料（様式自由）

### その他の養育者

- 対象児童の実親の状況（氏名、住所等）が分かる資料（様式自由）

### 里親

- 対象児童が委託されていることがわかる書類  
児童相談所からの委託決定通知や受給者証など

# 3. 給付金申請書（おもて面）の記入方法

様式第3号(第6条関係)

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村(※申請時点の居住市区町村)  
(宛先) 秋田市長

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

### 1. 申請・請求者、配偶者等

記入日 令和 4 年 6 月 27 日

(フリガナ) 氏名		性別	生年月日	現住所	
アキタ シロウ 秋田 太郎		男	昭和 64年 1月 1日	〒 010 - 8560 秋田市山王一丁目1番1号 電話 222 (5) 4444	
令和4年1月1日 時点の住所 (現住所と異なる場合)		令和4年3月31日 時点の住所 (現住所と異なる場合)		申請者の個人番号(マイナンバー) (12桁)	
				0000000000000000	
配偶者等氏名		同居・別居 の別	別居の場合は住所を記載		配偶者等の個人番号(マイナンバー) (12桁)
秋田 花子		同居・別居			0000000000000000

(注1) 配偶者等は、2人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。  
(注2) 配偶者等が複数いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所、マイナンバーを別紙で提出してください。

### 2. 支給要件

次の(1)および(2)のそれぞれについて該当する項目のチェック欄(□)に【✓】を記入してください。

(1) 養育要件		(2) 収入・所得要件	
<input checked="" type="checkbox"/> ① 児童手当対象児童を養育【公務員以外】	5	<input type="checkbox"/> ① 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税	
<input type="checkbox"/> ② 児童手当対象児童を養育【公務員】		<input checked="" type="checkbox"/> ② 家計急変	
<input type="checkbox"/> ③ 特別児童扶養手当対象児童を養育			
<input type="checkbox"/> ④ 平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた児童(高校生等)を養育			

### 3. 給付金申請児童等

今回、給付金を申請する児童について、令和4年3月31日時点の状況を表Aに記入してください。  
ただし、以下の場合は、それぞれの時点の状況を記入してください。  
・4月以降、新たに児童手当・特別児童扶養手当の支給対象となった児童は、児童手当等の認定請求時点の状況  
・その他、4月1日以降に本給付金の支給要件を満たすこととなった児童については、申請時点の状況  
・家計急変の場合は申請時点の状況  
また、既に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(「ひとり親世帯分」または「ひとり親世帯以外分」)を受給したことがある場合は、表Bにその対象となった児童の氏名を記入してください。

表A 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。※記載方法は裏面をご覧ください。

	(フリガナ) 氏名	関係性	性別	生年月日	同居・別居 の別	住所 (別居の場合)	監護の有無	生計関係	児童手当 対象児童	特別児童扶養 手当対象 児童
1	アキタ シロウ 秋田 二郎	①	男	H・R 5月 1日	同居・別居		有 無	同一 維持	○	
2				H・R 月 日	同居・別居		有 無	同一 維持		
3				H・R 月 日	同居・別居		有 無	同一 維持		
4				H・R 月 日	同居・別居		有 無	同一 維持		
5				H・R 月 日	同居・別居		有 無	同一 維持		

①所得が一番高い方を申請者としてください。  
※児童手当を受給している場合は受給者

②日中連絡が取れる電話番号をご記入ください。

③現住所がそれぞれの基準日時点と異なる場合にご記入ください。

④「配偶者等」をご記入ください。

⑤養育条件および収入・所得条件の該当箇所それぞれチェックを入れてください。

⑥申請する児童について令和4年3月31日時点の状況をご記入ください。  
4月以降の出生等、新たに手当の支給対象となった児童については認定(申請)時の状況をご記入ください。

家計急変として申請する場合は、全児童について申請時点の状況を記入してください。

関係性は裏面①～④から選択してください。

# 4. 給付金申請書（裏面）の記入方法

- ※「関係性」の欄は、申請者と児童の関係性について次の記号を記入してください。また、必要な書類を提出してください。
- ①父母 → 別居する児童を監護している場合は、児童が属する世帯の住民票(世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が掲載されているもの)を提出してください。
  - ②未成年後見人 → 未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本等、対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
  - ③その他養育者 → 対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
  - ④里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類
- ※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
- 1)「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人または父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。
  - 2)「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。
- ※「児童手当対象児童」、「特別児童扶養手当対象児童」欄は、対象児童が支給対象者である(含申請中)場合に○を記入してください。

**表B 重複支給の確認等のため、既に給付金を受給している場合は、給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。**

(以下の児童については、今回の給付金の支給対象とはなりません)

氏名	氏名	氏名
1 秋田 一郎	2	3

## 4. 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	1 人	申請額・請求額	50,000 円
------------------	-----	---------	----------

※給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。  
 ※申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合：50,000円 × 3人 = 150,000円

## 5. 受取方法

指定の金融機関口座(1. の申請・請求者の口座)への振込み

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
山王	目支店	1 普通	99999999	アキタ タロウ
金融機関コード	9999	支店コード	9999	

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。  
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

←すべての項目の誓約・同意をされる方は、チェック欄(口)に『√』を記入してください。

- ① 本市の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)(以下「給付金(ひとり親世帯以外分)」という。)の支給要件に該当します。
- ② 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件の該当性等を審査等するため、秋田市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、秋田市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯以外分)の請求書として取り扱います。
- ⑤ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年3月15日までに、秋田市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します。
- ⑦ 同一児童について給付金(ひとり親世帯分)または給付金(ひとり親世帯以外分)を受給していません。受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します。

【提出書類】

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)(本書)
- 簡易な収入(所得)見込額等の申立書(様式第4号)
- ※ 家計急変で申請する場合、申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額がわかる書類を添付してください。
- 申請者・請求者本人確認書類の写し
- ※ 申請者・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(おもて面)、健康保険証、パスポート等の写し
- 受取口座を確認できる書類の写し
- ※ 通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し
- 申請・請求者の世帯の状況、表Aの児童との関係性を確認できる書類の写し
- ※ 対象児童が別居の場合や未成年後見人の場合等に必要となります。

①既に給付金を受給した対象児童がいる場合はご記入ください。

②申請額・請求額は対象児童1人につき50,000円です。

③申請者名義の口座をご記入ください。貯蓄用の口座には振り込みできませんのでご注意ください。

④「」チェックがない申請書は不支給となります。①～⑦までご覧になったうえで、誓約・同意のチェックを入れてください。

⑤この申請書を含めて、添付書類等が揃っているか確認してください。

## 5. 給付金申請書（請求書）【公務員のみ】

➤ 公務員の方の申請には、この証明書を必ず添付してください。

所属庁から以下を参考に証明をもらってください。

### 公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

上記の申請・請求者は、上記(3. 表A) **1** 人の対象児童に係る

**令和4年4月の児童手当の認定を受けた者**

であることについて証明します。

令和 **4** 年 **6** 月 **27** 日

証明者 **〇〇〇市長**

証明事務担当

担当課(室)・担当係 **〇〇課 〇〇担当**

電話番号 **000 - 000 - 0000**



# 6. 簡易な収入・所得見込額等の申立書 【家計急変者】の記入方法

様式第4号(第6条関係) **簡易な収入・所得見込額の申立書** **ひとり親世帯以外用**  
**【家計急変者】**

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書」と一緒にご提出ください。  
 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック(☑)してください。  
 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。  
→必ずチェックを入れてください。  
※申請者(③-1、③-2で所得が高い方)が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

● I 簡易な収入見込額の確認

②-1 申請者の令和4年1月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 4 年 5 月	注意事項												
給与収入【A】													※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入【B】				1	5	0	0	0	0				※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※横領などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入【C】													※公的年金収入(非課税年金除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金改定通知書、年金額改定通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】				1	5	0	0	0	0				※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。上記以外の収入については記入不要です。

×12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額(申請者) 1 8 0 0 0 0 0 0 円

②-2 配偶者等の令和4年1月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 年 月 (※基本的に②申請者と同じ「年月」としててください)

令和 年 月	注意事項												
給与収入【A】													※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入【B】													※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※横領などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入【C】													※公的年金収入(非課税年金除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金改定通知書、年金額改定通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】													※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。上記以外の収入については記入不要です。

×12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額(配偶者等) 9 6 0 0 0 0 0 0 円

④ ③-1(申請者)の年間収入見込額が③-2(配偶者等)より高いことを確認し、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額 1 8 7 7 0 0 0 0 円

※③-1(申請者)の年間収入見込額が③-2(配偶者等)より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。  
※限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。  
※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、養育、ひとり親の場合は、非課税所得限度額を187,700円としてください。  
※給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

<早見表>

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額
2人	146,900円
3人	187,700円
4人	232,700円
5人	277,700円
6人	322,700円

(注)世帯人数は、申請者および申請者が扶養している以下の合計人数です。  
・申請者本人  
・同一生計配偶者(収入金額103万円以下のかた)  
・扶養親族(16未満の者も含む)

※年間収入見込額(③-1および③-2)が④非課税相当収入限度額以下の場合、裏面の「確認事項」にお進みください。  
年間収入見込額(③-1および③-2)が④非課税相当収入限度額以上の場合、裏面の「II簡易な所得見込額」にお進みください。  
所得見込額が非課税所得限度額以下となる場合には支給の対象となる場合があります。

(次ページに続きます)

- 必ず**チェック**を入れてください。
  - 令和4年1月以降の月を指定。
  - 給与収入の場合は**総支給額**を(各種控除額含む)記入してください。
  - 合計収入を12倍して年間収入見込額を記入してください。
  - 配偶者等について③の申請者と同様に年間収入見込額を算出してください。配偶者等の方が収入額が多かった場合は、**配偶者等の方が申請者**となります。
  - 申請者および扶養人数で世帯人数とし、非課税相当収入限度額を記入してください。
- ※記載例は  
世帯人数 3人の場合

- 申請者の年間収入見込額が非課税相当収入限度額よりも低かった場合は**裏面の確認事項**を記入してください。所得額欄は記入不要です。
- 申請者の年間収入見込額が非課税相当収入限度額を上回った場合は、**裏面の所得見込額**を記入してください。

# 7. 簡易な収入・所得見込額等の申立書 【家計急変者】の記入方法

## ● II 簡易な所得見込額の確認

(1) 表面の申請者 (③-1) および配偶者等 (③-2) の年間収入見込額をご記入ください。

収入	(申請者) 収入額	2 5 0 0 0 0 0 0 円	(配偶者等) 収入額	1 0 6 0 0 0 0 0 円
----	-----------	-------------------	------------	-------------------

(2) (1) 年間収入見込額のうち、給与収入にかかる給与所得控除の見込額 (12か月分) をご記入ください。

控除	(申請者) 給与所得控除額	5 5 0 0 0 0 0 0 円	(配偶者等) 給与所得控除額	5 5 0 0 0 0 0 0 円
----	---------------	-------------------	----------------	-------------------

給与所得控除  
※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

① Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円  
② Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円  
③ Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円  
④ Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円

(3) (1) 年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額 (12か月分) をご記入ください。

控除	(申請者) 事業収入等の経費	1 4 0 0 0 0 0 0 円	(配偶者等) 事業収入等の経費	0 0 0 0 0 0 0 0 円
----	----------------	-------------------	-----------------	-------------------

事業収入等の経費  
① 事業収入又は不動産収入を記入した方が、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください  
② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご記入ください。

(4) (1) 年間収入見込額のうち、公的年金等収入にかかる公的年金等控除の見込額 (12か月分) をご記入ください。

控除	(申請者) 公的年金等控除	0 0 0 0 0 0 0 0 円	(配偶者等) 公的年金等控除	0 0 0 0 0 0 0 0 円
----	---------------	-------------------	----------------	-------------------

公的年金等控除  
※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

(65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額  
: 60万円以下 → 公的年金収入分の全額  
: 60万円超130万円未満 → 60万円  
: 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円  
: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円

(65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額  
: 110万円以下 → 公的年金収入分の全額  
: 110万円超330万円未満 → 110万円  
: 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円  
: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円

(5) 年間所得見込額を計算の上、ご記入ください。 (5) = (1) - ((2) + (3) + (4))

所得見込	(申請者) 年間所得見込額	1 1 0 0 0 0 0 0 円	(配偶者等) 年間所得見込額	5 1 0 0 0 0 0 0 円
------	---------------	-------------------	----------------	-------------------

(6) 申請者の方が (5) の金額が高いことを確認し、申請者の申請時点の世帯状況に応じた非課税所得限度額をご記入ください。

非課税相当額	(申請者) 非課税所得限度額	1 2 3 4 0 0 0 0 円
--------	----------------	-------------------

①前ページ(表面)で算出した年間収入見込額が基準額をえた場合にのみ使用します。

年間収入見込額(表面で算出した額) - 給与所得等の控除 = 年間所得見込額となります。

②申請者および扶養人数で世帯人数とし、非課税所得限度額をご記入ください。

年間所得見込額が限度額以内なら給付金の対象となります。  
見込額が限度額を超えている場合は給付対象となりません。

③すべてにチェックしてください。  
チェックがないときは、不支給となる場合があります。

→申請者(所得が高い方)の(5)年間所得見込額が(6)非課税所得限度額以下であることを確認してください。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- I 簡易な収入見込額に該当します。
- II 簡易な所得見込額に該当します。
- 収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。  
注) 収入が0円の場合、別途収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることはありません。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和4年6月27日

申請者氏名 秋田 太郎

配偶者等氏名 秋田 花子

◎ 個人住民税（均等割）の非課税（相当）限度額

単位：円

世帯の 人数	家族構成例	非課税相当収入限度額 (非課税限度額 + 給与所得控除 額)	非課税所得限度額 (基本額 <sup>※</sup> × 世帯の人数 + 10万 円 + 級地加算額 <sup>※</sup> )
2	父または母 + 子 1 人	1,469,000	919,000
3	夫婦 + 子 1 人	1,877,000	1,234,000
4	夫婦 + 子 2 人	2,327,000	1,549,000
5	夫婦 + 子 3 人	2,777,000	1,864,000
6	夫婦 + 子 4 人	3,227,000	2,179,000
7	夫婦 + 子 5 人	3,668,000	2,494,000
8	夫婦 + 子 6 人	4,061,000	2,809,000
9	夫婦 + 子 7 人	4,454,000	3,124,000